

京都府農林水産フェスティバル 2025 出展要綱

1 目 的

京都府内農林水産物、畜産物、加工品及び手作り製品の販売や展示・体験等を通して府民に府内産品の存在を身近に意識していただくとともに、生産者同士や消費者との交流を深めることで、府内農林水産業の振興及び府内産品の消費拡大を図ります。

2 概 要

- (1) 主催：京都府農林水産フェスティバル実行委員会
 (2) 日時：令和7年11月29日（土） 10：00～16：30
 令和7年11月30日（日） 9：30～15：00
 (3) 場所：京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ） 大展示場、第一展示場

3 出展物の条件

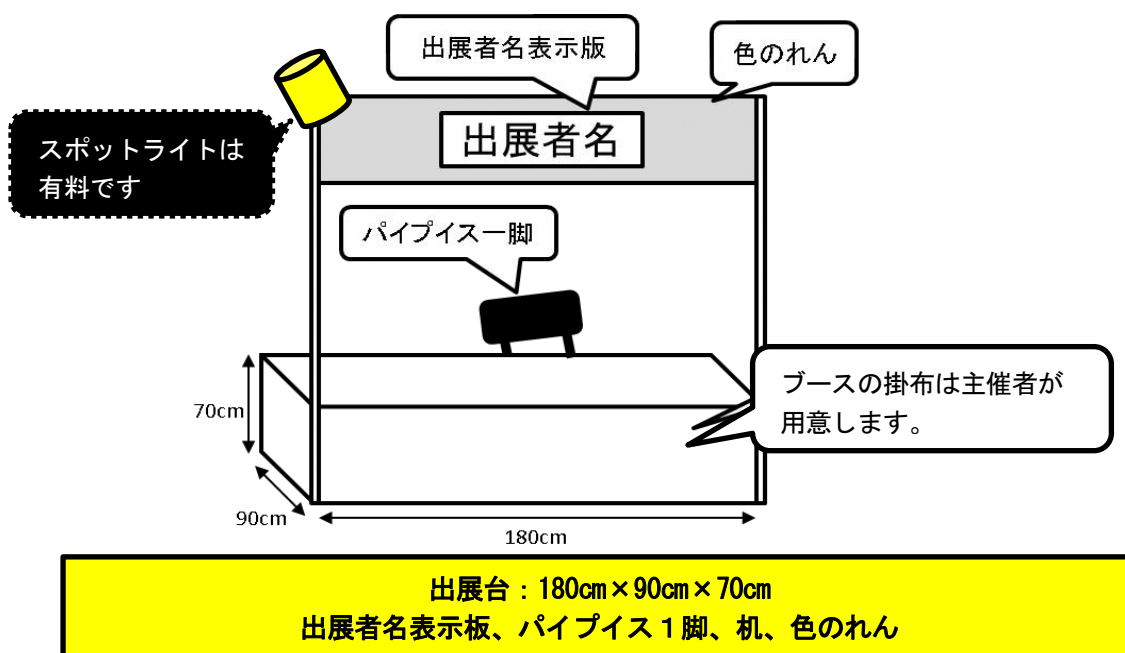
出展物は、下記（1）、（2）のいずれかにあてはまるものとする。

- (1) 農林水産物の販売コーナー
 ・京都府産農林水産物を使用した加工品の販売（ただし、必要な許認可を受けたもの）
 ・野菜等の地域特産物、水産物、林産物の販売
 →出展申込書（様式5）の **①** に記入してください。
- (2) グルメコーナー
 京都府産農林水産物を使用し、会場で調理を行い、テイクアウト又は飲食スペースで飲食できるようにしたもの
 →出展申込書（様式5）の **②** に記入してください。

4 出展料・費用等

- (1) 出展料は、1万円/ブースとする。
 (2) 会場経費（会場使用料、電気代、水道代）は実行委員会が負担する。
 (3) ブースでの消毒用アルコール設置、その他の経費（標準ブース以外の装飾、プロパンガス、冷蔵・冷凍庫等の追加設備・什器の費用）については、各出展者の負担とする。

〈参考〉標準ブース設備



5 出店対象者

- (1) 市町村、農林漁業団体、農林漁業女性・青年組織、農地所有適格法人、地域営農組合等の各種農林漁業組織
- (2) 6次産業化等に取り組む府内農林漁業者及び府内農林漁業者との農商工連携により新商品開発に取り組む食品製造加工業者、農福連携に取り組む福祉事業者
- (3) 京都府内に店舗を有し、本イベントの趣旨に賛同する飲食店
※ただし、2日間出展できる者に限る

6 申込方法

京都府各広域振興局又は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町あて、「出展申込書」と「出展に係る誓約書」に加え、必要に応じ「追加備品申込書」を提出

7 その他注意事項

- (1) 飲食物の調理提供する場合は、「出展申込書」と「出展に係る誓約書」に加え、模擬店開設届（主催者が代表して届出）の提出が必要となるため、必要書類（提供食品別作業行程表。場合により、飲食店の営業許可証のコピー）を提出してください。
- (2) 消防法による安全確保等のため、ブース数・サイズを調整、制限する場合があります。
- (3) Vパック（レジ袋）が必要な場合は、「追加備品申込書」により有料で申し込むか、各出展者でご準備願います。